

## 川崎市地域包括支援センターの設置等に関する要綱

平成18年3月31日

17川健高在第1149号

健康福祉局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置に係る届出等について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置の届出)

第2条 法第115条の46第3項の規定による届出は、地域包括支援センター設置の届出書（第1号様式）により行うものとし、施行規則第140条の65第1項第4号及び第5号並びに同条第2項に規定する書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 地域包括支援センターの届出に係る記載事項（付表）
- (2) 地域包括支援センター職員配置状況（別紙1）
- (3) 事業所（施設）の平面図（別紙2）
- (4) 職員の経歴書（別紙3）
- (5) 職員の資格を証する免許証及び登録証明証の写し
- (6) その他必要な書類

(変更の届出)

第3条 法第115条46第11項において準用する法第69条の14第2項の規定による変更及びその他の事項に関する変更の届出は、変更届（第2号様式）により行うものとし、別表に定められた書類を添付しなければならない。

(廃止の届出)

第4条 地域包括支援センターの設置者（法第115条の47第1項の規定による委託を受けた者に限る。）は、当該地域包括支援センターを廃止するときは、廃止日の1月前までに、地域包括支援センター廃止届出書（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

(公示)

第5条 法第115条46第11項において準用する法第69条の14第1項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地域包括支援センターの設置者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

- (2) 地域包括支援センターの名称及び所在地
  - (3) 設置年月日
- 2 法第115条46第11項において準用する法第69条の14第2項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 地域包括支援センターの設置者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
  - (2) 変更前後の地域包括支援センターの名称又は所在地
  - (3) 変更年月日
- 3 市長は、前条の規定による届出があったときは、次の事項について公示を行わなければならない。
- (1) 地域包括支援センターの設置者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
  - (2) 廃止する地域包括支援センターの名称及び所在地
  - (3) 廃止年月日
- (委任)
- 第6条 この要綱に規定するもののほか、地域包括支援センターの設置等に必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月31日から施行する。
  - 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和3年6月15日・3川健地推第581号・局長専決)  
(施行期日)
- 本要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 附 則 (令和6年10月3日・6川健地推第号・局長専決)  
(施行期日)
- 本要綱は、令和6年10月3日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

## 別表

変更事項	必要な書類
センターの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの届出に係る記載事項（付表）</li> <li>・定款・寄付行為及びその登記事項証明書等の写し（当該事業に関するものに限る）等確認できる書類</li> </ul>
センターの所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの届出に係る記載事項（付表）</li> <li>・事業所（施設）の平面図（別紙2）</li> <li>・定款・寄付行為及びその登記事項証明書等の写し（当該事業に関するものに限る）等確認できる書類</li> <li>・賃貸借契約書（賃貸借物件の場合）</li> </ul>
届出者の主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款・寄付行為及びその登記事項証明書等の写し（当該事業に関するものに限る）</li> </ul>
代表者の氏名	
定款・寄付行為及びその登記事項証明書等（当該事業に関するものに限る）	
センターの平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所（施設）の平面図（別紙2）</li> </ul>
従事職員の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター職員配置状況（別紙1）</li> <li>・職員の経歴書（別紙3）</li> <li>・職員の資格を証する免許証及び登録証明証の写し</li> <li>・その他必要な書類</li> </ul>
従事職員の職種及び氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター職員配置状況（別紙1）</li> <li>・職員の資格を証する免許証及び登録証明証の写し</li> <li>・その他必要な書類</li> </ul>
営業日及び営業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款・寄付行為及びその登記事項証明書等の写し（当該事業に関するものに限る）、運営規定等確認できる書類</li> </ul>